

# 交通局「熱中症対策試行工事」実施要領

## 1. 目的

近年、記録的な猛暑により建設業においては熱中症が原因と考えられる死傷事故が増加している。

このような状況を踏まえ、建設現場の熱中症対策として高温多湿な作業環境下での必要な措置を実施するため、現場管理費の補正を行うものである。

## 2. 試行対象工事

下記の項目に該当する土木単独工事（ずい道内工事及び単価契約は除く）を対象とすることができる。

### (1) 適用範囲

令和2年5月1日以降に起工し、公告等を行う案件から適用

### (2) 対象工事

- ・主たる工種が屋外作業である工事
- ・主たる工種が路下（覆工板下など）作業や屋内作業であるが、空調設備等が不十分で屋外作業と同等と認められる工事

## 3. 真夏日の計上方法と真夏日率の算出方法

下記の方法により補正値を算出し、現場管理費を補正することで作業現場の熱中症対策費として計上する。

### (1) 真夏日の計上方法

施工場所から最寄りの観測地点等において、次のいずれかに該当した場合を真夏日として計上する。

#### 1) 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）

- ・観測地点のWBGTが日最高25度（℃）以上の場合

#### 2) 気象庁が公表している気温

- ・地上気象観測所の気温が日最高気温30度（℃）以上の場合

#### 3) 夜間工事の場合

- ・作業時間帯のWBGTが最高25度（℃）以上または最高気温30度（℃）以上の場合

#### 4) 上記によりがたい場合は、監督員と協議すること。

※最寄りの観測地点等は下記のURLより確認

【暑さ指数（WBGT）の実況と予測】

環境省 HP [https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt\\_data.php](https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php)

### 【過去の気象データ検索】

気象庁 HP <https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>

#### (2) 真夏日率の算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

$$\text{真夏日率} \times 1 = \text{対象期間中の真夏日} \div \text{対象期間} \times 2$$

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする

※2 対象期間は工事着手から工事完了日までの期間とする。なお、以下の期間は対象期間に含まない

- ・ 年末年始6日間
- ・ 作業実施日以外の土曜日及び日曜日
- ・ 夏季休暇5日間
- ・ 工場製作期間
- ・ 全部一時中止期間（一部一時中止期間は除く）

#### (3) 真夏日率の報告等

受注者は、真夏日率を別添1の様式等を用いて発注者に報告するものとする。なお、試行の結果、熱中症対策が不要であった等の理由で報告がない場合は現場管理費の補正は行わないこととする。

また、本試行は現場管理費（率計上）の補正であるため熱中症対策の実施内容の報告は不要とする。

## 4. 積算方法

### (1) 補正方法

現場管理費の補正は、以下の補正値を算出し現場管理費率に加算する。

$$\text{補正値}(\%) \times 3 = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times 4$$

※3 補正値(%)は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする

※4 真夏日補正係数：1.2

### (2) 現場管理費の算出

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数} \times 5) + \text{補正値} \times 6)$$

※5 積算基準（共通編I）における「地域補正の補正係数」をさす

※6 積算基準（共通編I）における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」をさす。「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

### (3) 契約変更の時期

現場管理費の補正は契約変更において行うものとする。なお、契約変更手続き上、工事完了日までを対象期間とすることが困難な場合は、別途定めた日を工事完了日とみなし、対象期間とすることができる。

## 5. 特記仕様書への明記

特記仕様書に次の事項を記載する

- (1) 本工事は、「熱中症対策試行工事」の対象案件である。
- (2) 試行にあたっては、交通局「熱中症対策試行工事」実施要領に基づき行う。

実施要領は、東京都交通局ホームページから入手できる。

### 【工事・委託関係書類】

交通局 HP <https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/about/contract/construction/>

## 6. 施工箇所が点在する工事への適用

施工箇所が点在する工事については、点在する施工箇所ごとに補正を行うことができるものとする。

## 7. 随意契約及び総価契約単価合意方式による契約との併用

随意契約及び総価契約単価合意方式による契約の工事については、本試行との併用ができるものとする。